

助成金

佐賀労働局登録教習機関（第4 - 2号）
（登録満了日 令和11年3月30日）
建設業労働災害防止協会佐賀県支部

足場の組立て等作業主任者技能講習

- 1 足場の組立て等作業主任者の選任を必要とする作業
つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。以下同じ。）、張出し足場、又は高さが5m以上の足場の組立て、解体又は変更の作業。
- 2 受講資格
足場の組立て、解体、又は変更に関する作業に満18歳から3年以上従事した経験を有する者。
なお、平成29年7月以降の経験については足場の組立て等特別教育を修了した者。（特別教育修了者は、修了証の写しを添付して下さい。）
また、大学、高等専門学校、高等学校において、土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者（卒業証明書又は卒業証明書の写しを添付のこと。）は、当該作業に2年以上従事した経験で受講できます。
- 3 科目及び時間（途中休憩を含む）

講習日	科 目	時 間	時 間 割 (昼休み休憩時間)
1日目	(専門知識) 作業の方法に関する知識	7	8:50~17:00 (12:00~12:45)
2日目	(関連知識) 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	3	8:50~12:00 (12:00~12:45)
	(教 育) 作業員に対する教育等に関する知識	1.5	12:45~14:15
	(法 令) 関 係 法 令	1.5	14:20~15:50
	修 了 試 験	1	16:00~17:00

- 4 受講料（テキスト代1,925円（消費税込み）を含む。）

会 員	非 会 員
12,045円	12,045円

- 注① 会員で助成金を申請しない方は、テキスト代の支部補助金1,000円を差し引いた11,045円の受講料となります。
- 注② 非会員のテキスト代補助はありません。
- 注③ 欠席の場合等は、原則として返金致しません。

- 5 修了証の交付
所定の教育を全て受講した合格者に対し、修了証を交付します。
- 6 助成金
助成金に関しては、人材開発支援助成金の申請について申請する事業所は必要書類を作成してお渡し致します。
- 7 受講当日の携行品
受講票・筆記用具（HB又はB鉛筆・消しゴム）
- 8 実施日・会場
実施日 第1回【受付期間 5月7日～5月19日】
・6月5～6日
第2回【受付期間 9月1日～9月17日】
・9月30～10月1日

会 場 （一社）建設業協会佐賀 佐賀市兵庫南 2-13-5 TEL 0952 - 26 - 1563